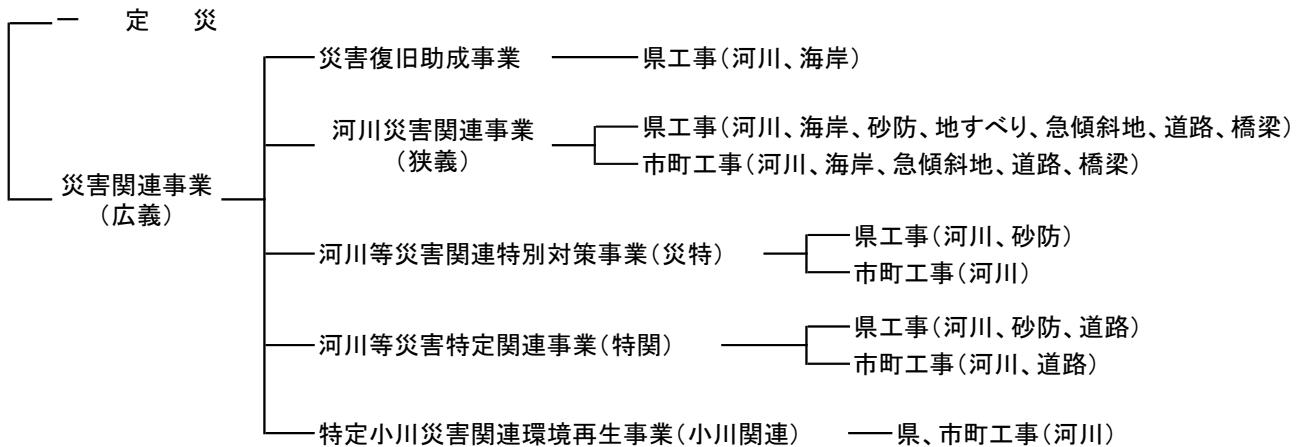


(2) 改良復旧事業

災害復旧事業が被災箇所の原形復旧を原則とするのに対して、改良復旧事業は被災区間を一定計画に基づいて復旧を行い、再度災害を防止しようとするものです。改良復旧事業には、全額災害復旧費で行う「一定災」と、災害復旧費に同程度の改良費を加えて行う「災害関連事業(広義)」があります。

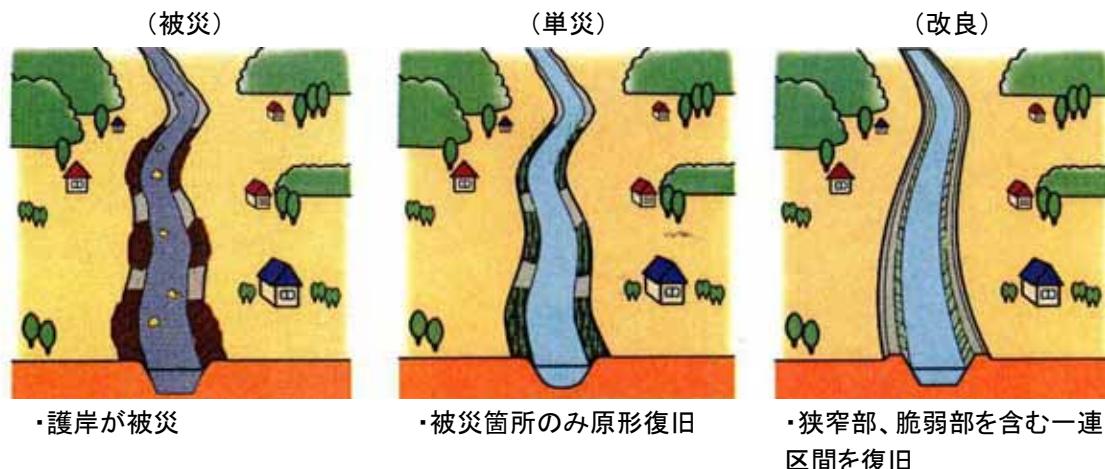


改良復旧事業の概要

●河川等災害関連事業（関連）

再度災害を防止するため、被災箇所と未災箇所を含めた一連の施設について、関連費(改良費)を加えて施行する事業です。

- 採択基準 1箇所の関連工事費が 県工事 2,400万円以上 市町工事 1,800万円以上
(総工事費のうち関連工事費が原則5割以下)



●河川等災害特定関連事業（特関）

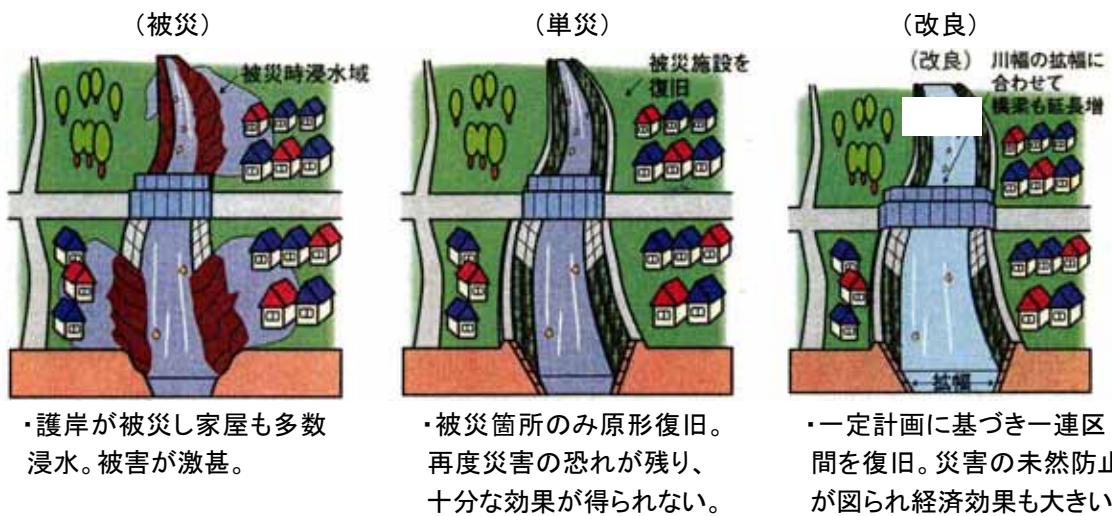
災害復旧事業費の決定のあった箇所に関連して、再度災害防止のため、災害発生の原因となつた障害物を除去又は是正する事業です。

- 採択基準 900万円以上～4,500万円未満(堰、橋梁等7,000万円未満)

●災害復旧助成事業（助成）

災害が激甚であって、災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できない場合において、助成費（改良費）を加えて一定計画の下に施行する事業。

- 採択基準 助成工事費が6億円を超えるもの（総工事費のうち助成工事費が原則5割以下）



●河川等災害関連特別対策事業（災特）

関連事業、助成事業が採択された箇所に関連して、狭窄部、屈曲部等の自然障害物や橋梁等河川区域内に設置された工作物が改良復旧効果の確保に支障となる場合に、その原因を除去する事業です。

- 採択基準 県工事 1,600万円以上～1億円未満 市町工事 1,200万円以上～1億円未満

●特定小川災害関連環境再生事業（小川関連）

河川の災害復旧にあわせて、再度災害を防止し被災箇所とこれに接続する未災箇所を含め、緩勾配護岸等により環境に配慮し改良復旧する事業です。

●採択基準

- (1)市街地もしくは市街地周辺部又は付近に学校・公園・病院等の公共施設もしくは史跡・歴史的記念物が存在する地域。
 - (2)自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける地域。
 - (3)被災施設付近の河川区間において、絶滅の恐れのある貴重動植物の生息・生育が確認される地域。
- ・関連する災害復旧工事費以内